

令和2年度第1回 西宮市都市計画審議会

【令和2年8月26日（水）午後2時から3時27分】

議 題	内 容
議案第1号	正副会長の互選について
審議結果	角野委員を会長、まつお委員を副会長に選出
主な質問等	○ <u>意見なし</u>
議案第2号 議案第3号	阪神間都市計画用途地域の変更（西宮市決定）について【付議】 阪神間都市計画高度地区の変更（西宮市決定）について【付議】
審議結果	今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。
主な質問等	<p>○ <u>この敷地の東側の工場跡地には、すでにいろいろな商業的な土地利用が展開されているが、ここは一体的に近隣商業地域に変更すべきだったのではないか。</u></p> <p>【当局回答】 県のガイドラインに基づき、プロジェクトに対応する都市計画変更として、地域を限定して付議している。工場跡地東側の用途変更については、今後の土地利用の動向や都市計画マスタープランとの整合性を踏まえ、定期的な見直しにおいて、必要に応じて検討する。</p> <p>○ <u>当該敷地の東側の敷地を周回するように整備された道路の都市計画法上や道路法上の位置づけはどのようになっているか。</u></p> <p>【当局回答】 アサヒビール跡地は、再開発等促進区の地区計画に指定されており、周回道路は、地区計画上の主要な公共施設と位置付けられている。また、道路整備は既に完了し、道路法上の道路とし</p>

	<p>て供用している。</p> <p>○ <u>救急車両が東側から接近してくる場合は、一つ手前の「津門交差点」から周回道路を経由して進入することとなるのか。もし、今後道路網を補強するのであれば、方向性はどうなるのか。その際は、阪急今津線阪神国道駅から病院への動線、自動車交通や自転車交通も含めた一体的な交通処理の考えはあるのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>救急車両の病院敷地への侵入経路については、東側から来る場合は一つ手前の「津門交差点」から周回道路を経由することとなるが、現在、東側から来る緊急車両が国道2号を横断して病院敷地へアプローチできる方法がないか、県・市及び警察等の関係機関と協議・検討を行っている。また現在は、統合新病院の設計業者を選定しているところであるが、病院と道路・鉄道との一体的なアクセス方法については、設計段階で詳細な配置計画等を検討する予定である。</p> <p>○ <u>今後、コロナへの対応等により、病院機能を拡充する場合に、階数を増やすなどの増築は可能なのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>増築するとしても、階数を増やすような増築は技術的に難しいと考える。現在の計画では、建蔽率・容積率に余裕があるため、横に拡張するような増築は可能であると考えている。</p>
<p>報告第1号</p>	<p>名神湾岸連絡線 環境影響評価準備書について【報告】</p>
<p>主な質問等</p>	<p>○ <u>自動車の走行に係る大気汚染の予測結果について、名神湾岸連絡線の計画交通量19,500台/日のピーク時の数値なのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>将来の交通量推計を基に予測している。名神湾岸連絡線の交通量は19,500台/日であるが、それ以外に阪神高速3号神戸線や国道43号等の交通量も考慮した結果である。</p> <p>○ <u>交通量が減少すると大気汚染の数値は軽減されるが、反対に名</u></p>

神湾岸連絡線の交通量が推計値を超過した場合、環境基準は満たされるのか。

【当局回答】

準備書では道路の供用時における二酸化窒素の予測結果は0.033～0.035ppmとなっているが、環境基準は0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下となっており、環境基準を満たしている。推計の交通量を超過した場合については、答えられないが、二酸化窒素の予測値は環境基準に対して若干の余裕がある。

- 平面図では分かりにくいですが、立体的に見ると平面道路や高架道路があり、高低差が生じる。自動車排出ガスが飛散する場合の予測において、そのような点も考慮されているのか。

【当局回答】

予測では、名神湾岸連絡線だけでなく今津東線等の交通量も考慮されている。今津東線の将来交通量が減少するが、名神湾岸連絡線の交通量を合算した交通量は増加する。このように、一般道及び高架道路からの自動車排出ガスを基に、風の影響等を考慮して様々な地点で拡散予測を行っている。また、予測地点についても、保全対象となる建物高さを基にして地上だけでなく様々な高さで予測しており、その結果が示されている。

- 日照障害について、参考指標では冬至日の8時から16時の間の日陰時間が4時間から5時間とあるが、夜間を除くと1日のうちの半分が日陰になる。そのような状況では暮らしていくことができないという方もいらっしゃるかもしれない。日照障害による影響については、必要に応じて「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき対応するとあるが、金銭的な補償より移転を希望される場合は、どのように対応するのか。

【当局回答】

現時点では事業者が決定していないが、建築基準法等による日陰の規制時間を超過しなければ、補償の対象とならないと思われる。市としては、まずは日陰の規制時間を超過しないよう環境保全措置の実施を求めていくが、どうしても日陰の規制時間を超過する場合には、地権者との話し合いの上、合意形成を図った上で解決するよう求めていきたい。

- 日照阻害に対する環境保全措置のうち、橋脚の間隔を大きくするということがある。阪神・淡路大震災で阪神高速3号神戸線の橋脚が倒壊しており、そのような不安を払しょくできるような環境保全措置を実施していただきたい。（意見のみ）
- 西宮浜での騒音について、環境基準を超過しているが名神湾岸連絡線が要因ではないので、環境保全措置を実施しないということだが、既に超過しており、名神湾岸連絡線の整備により騒音が加算されるのではなく、名神湾岸連絡線による影響はないということか。

【当局回答】

西宮浜での観測地点は、用途地域が第1種中高層住居専用地域となっており、道路に面する地域での騒音の基準が厳しくなっているが、現状では環境基準を満たしている。将来については、令和12年時点において大阪湾岸道路西伸部が接続され、名神湾岸連絡線が整備された場合の交通量での予測である。阪神高速5号湾岸線の交通量は、現状では約5万台/日であるが、令和12年時点ではそれが倍になる。また、都市計画道路として整備が完了している訳ではないが、阪神高速5号湾岸線に並行して県道も通っている。一方、名神湾岸連絡線の交通量は2万台/日程度である。将来において、騒音が環境基準を超過した場合に、各道路管理者及び名神湾岸連絡線の事業者が連携・調整を図りながら検討していただくということである。

- 環境影響評価については、県条例に準じて手続が行われており、知事から市長に意見を求められているということだが、市の環境影響評価専門委員会はいつ開催されるのか。また、傍聴することは可能なのか。

【当局回答】

環境影響評価専門委員会は3回開催予定で、1回目は令和元年7月21日、2回目は8月24日に開催した。次回は10月上旬の開催を予定しており、開催予告については、開催日の1週間前にホームページに掲載することとしている。また、傍聴は可能であるが、第3回の委員会では答申案を取りまとめることとしており、意思形成過程であるので、答申案の作成過程については非公開としている。

	<p>○ <u>8/8（土）に環境影響評価に関する公聴会が開催され12名の方が口述されたが、その内容については専門委員会で報告されるのか。また、取扱いはどうなっているのか。</u></p> <p>【当局回答】 準備書に対する意見書及び公聴会での口述内容については、事業予定者が見解書を取りまとめて専門委員会で報告される。それを踏まえて審議することとしている。</p>
<p>報告第2号</p>	<p>阪神間都市計画地区計画の変更(西宮市決定)について【報告】 (浜甲子園団地地区計画)</p>
<p>主な質問等</p>	<p>○ <u>これまでの地区整備計画では、従前居住者用住宅のエリアは、住宅地区AまたはBであったが、今回、住宅地区Cとしたのはなぜか。</u></p> <p>【当局回答】 これまでの住宅地区AおよびBの指定を行った従前居住者用住宅のための地域は、地区計画区域内でも海・公園側で、鳴尾川にも面することから周辺環境への影響が少ないが、今回の地域を住宅地区Aとすると14階の建物が建ってしまうため、周辺環境に配慮し、URと協議の上、住宅地区Cとした。</p>
<p>報告第3号</p>	<p>産業廃棄物処理施設の敷地の位置について【報告】 (鳴尾浜2丁目)(大栄環境(株))</p>
<p>主な質問等</p>	<p>○ <u>資料3ページ施設の処理フロー中これまで破砕機なしで稼働していたものが破砕機を導入することで、どのような効果があるのか。</u></p> <p>【当局回答】 現状、既存の破砕施設は稼働しているが、それとはまた別の系統で磁選機も含めて破砕処理施設を増設する計画であり、破砕機なしで稼働していたものではない。</p>
<p>報告第4号</p>	<p>産業廃棄物処理施設の敷地の位置について【報告】</p>

	(鳴尾浜 2 丁目)((株)リヴァックス)
<p>主な質問等</p>	<p>○ <u>周辺環境への影響は、風向きやいろいろなことを鑑みてクリアしているということか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>風向き等の気象条件などもすべて検討した上で、支障ないものと判断している。</p>